

AOI フォーラム会員規約改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 この「AOI フォーラム 会員規約」(以下「本規約」という)は、静岡県と共同で一般財団法人アグリオープンイノベーション機構(以下「当財団」という)が実施する「先端農業プロジェクト」において、AOI フォーラムの構築に向けて運営する会員組織の規則を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会員組織の名称は「AOI フォーラム」(以下「本会」という)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、産学官金の多様な主体が参画し、各主体の対等な関係性と自己責任のもとに協創して、農業の生産性革新や農業を軸とした関連産業のビジネス展開に取り組むことを目的とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第4条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局業務は、当財団が担う。</p> <p>3 事務局は、静岡県沼津市西野字霞317 AOI-PARC内に置く。</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員種別は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 一般会員 本会の目的に賛同した法人、団体及び個人で、農業および関連産業でのビジネス展開を目的として主体的に取り組むもの。</p> <p>(2) サポーター会員 事務局が特に必要と認め、本会の目的に賛同した大学等研究機関、産学連携支援機関、地方自治体等で、知識や技術シーズ等を通して一般会員の研究開発、事業化支援を積極的に行うもの。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 本会に一般会員として入会しようとする者(以下「申込者」という)は、事務局に対し様式1号による申込みを行い、面談等の手続を経るものとする。</p> <p>2 サポーター会員の入会は、事務局が別途定める所定の手続により行うものとする。</p> <p>(資格)</p> <p>第7条 申込者は、前条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。</p> <p>(年会費)</p> <p>第8条 一般会員は、年会費として一口20,000円を納入しなければならない。なお、サポーター会員はその限りではない。</p> <p>2 年会費の納入方法等については、事務局において別途定める。</p> <p>3 年会費の対象期間については、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 この「AOI フォーラム 会員規約」(以下「本規約」という)は、静岡県と共同で一般財団法人アグリオープンイノベーション機構(以下「当財団」という)が実施する「AOIプロジェクト」において、AOI フォーラムの構築に向けて運営する会員組織の規則を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会員組織の名称は「AOI フォーラム」(以下「本会」という)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本会は、産学官金の多様な主体が参画し、各主体の対等な関係性と自己責任のもとに協創して、農業の生産性革新や農業を軸とした関連産業のビジネス展開に取り組むことを目的とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第4条 本会には事務局を置く。</p> <p>2 事務局業務は、当財団が担う。</p> <p>3 事務局は、静岡県沼津市西野字霞317 AOI-PARC内に置く。</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 本会の会員種別は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 一般会員 本会の目的に賛同した法人、団体及び個人で、農業および関連産業でのビジネス展開を目的として主体的に取り組むもの。</p> <p>(2) サポーター会員 当財団が特に必要と認め、本会の目的に賛同した大学等研究機関、産学連携支援機関、地方自治体等で、知識や技術シーズ等を通して一般会員の研究開発、事業化支援を積極的に行うもの。</p> <p>(入会)</p> <p>第6条 本会に一般会員として入会しようとする者(以下「申込者」という)は、事務局に対し様式1号の「入会申込書」又は、AOI フォーラムホームページの「AOI フォーラム入会申込フォーム」による申込みを行い、事務局との面談等の手続を経るものとする。</p> <p>2 サポーター会員の入会は、事務局が別途定める所定の手続により行うものとする。</p> <p>(資格)</p> <p>第7条 申込者は、前条による入会を当財団により認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。</p> <p>(年会費その他の費用)</p> <p>第8条 一般会員は、年会費として一会員につき、最低一口20,000円を事務局に納入しなければならない。なお、サポーター会員はその限りではない。</p> <p>2 年会費の納入方法等については、事務局において別途定める。</p> <p>3 年会費の対象期間については、4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>4 第10条第1項(2)に規定するプロジェクトの支援において、特に支援頻度が多い場合や高度な専門性を有する支援が必要な場合等その他これらに準ずる場合には、年会費以外に別途会員が負担する費用が発生する。この場合の当該費用の条件については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。</p> <p>5 第10条第1項(3)に規定する支援において、年会費以外に別途会員が負担する費用が発生する。この場合の当該費用の条件については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。</p>

<p>(中途入会) 第9条 年会費の対象期間の中途に入会した会員の年会費は、変更しない。</p> <p>(活動) 第10条 事務局は第3条の目的を達成するため、会員に対し次の活動を行うものとする。</p> <p>(1) 各種セミナー等の開催</p> <p>(1)-1 当財団が主催するアグリオープンイノベーション関連セミナーの開催</p> <p>(1)-2 AOI-PARCに入居する研究機関との交流イベントの開催</p> <p>(2) プロジェクト支援</p> <p>(2)-1 販路開拓等ビジネスマッチングの仲介、プロジェクト推進の支援</p> <p>(2)-2 製品化、事業化、マーケティング及び権利関係の支援</p> <p>(2)-3 資金調達に関する支援</p> <p>(2)-4 公的支援機関及び、大学等への連携支援</p> <p>(2)-5 プロジェクト成果に関する広報の実施</p> <p>(3) 各種情報提供</p> <p>(3)-1 会員限定で利用可能なウェブサイトの運営</p> <p>(3)-2 当財団が情報収集した新しい農業ビジネスに関する優先的な情報提供</p> <p>2 事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、事業の内容を変更し、又は中止することができる。</p> <p>3 第2項により活動の内容を変更し、又は中止した場合や、会員に対して前項の活動しない場合に会員に不利益、損害が生じたとしても、故意または重過失による場合を除き、当財団はその責任を負わないものとする。</p> <p>(会員の義務) 第11条 会員は、第3条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的及び積極的に本会の活動に参加するものとする。</p> <p>2 会員は、自己の判断と責任において本会の活動に参加するものとし、本会の活動において生じた自己の損害については、自己の責任と費用で解決するものとする。</p> <p>3 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属について、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。</p> <p>4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。</p> <p>5 会員は、事務局が随時実施する成果ヒアリングや、進捗アンケート等に協力するものとする。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。</p> <p>(禁止事項) 第12条 会員は、本会活動を利用して以下の行為を行わないものとする。</p> <p>(1) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為</p> <p>(2) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為</p>	<p>(中途入会) 第9条 前条3項に規定の年会費の対象期間の中途に入会した会員の年会費は、第8条1項のとおりとし、変更しない。</p> <p>(活動) 第10条 当財団は第3条の目的を達成するため、会員に対し次の活動を行うものとする。</p> <p>(1)各種セミナー等の開催</p> <p>ア アグリオープンイノベーション関連セミナーの開催</p> <p>イ AOI-PARCに入居する研究機関や会員相互の交流イベントの開催</p> <p>(2)会員が他者と共創して取り組む次に掲げる事業（以下、「プロジェクト」という。）の支援。なお、支援の具体的な内容については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。</p> <p>ア 技術開発及び事業化に関する事業</p> <p>イ 調査及び研究開発に関する事業</p> <p>ウ 販路開拓及び販売力向上に関する事業</p> <p>エ 人材の育成に関する事業</p> <p>オ その他これらに関連する事業</p> <p>(3)会員が取り組むプロジェクト以外の事業の支援であって、当財団と会員が支援について合意したもの。なお、支援の具体的な内容については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。</p> <p>(4)各種情報提供</p> <p>ア 会員限定で利用可能なウェブサイトの運営</p> <p>イ 当財団が情報収集した新しい農業ビジネスに関する会員への優先的な情報提供</p> <p>2 当財団は、会員の事前の承諾を得ることなく、前項に規定の活動の内容を変更し、又は中止することができる。ただし、活動の内容の変更、又は中止前1ヶ月迄に会員に対し当該活動の内容の変更、又は中止について事務局より通知をする。</p> <p>3 第1項に規定の活動により会員に損害が生じた場合、又は前項の規定により第1項の活動の内容を変更し、若しくは中止した場合、当財団の故意または重過失による場合を除き、当財団は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(会員の義務) 第11条 会員は、第3条の目的に鑑み、当該会員が有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的及び積極的に本会の活動に参加するものとする。</p> <p>2 会員は、自己の判断と責任において本会の活動に参加するものとし、本会の活動において生じた自己の損害については、自己の責任と費用で解決するものとする。</p> <p>3 本会における活動によって、知的財産等（発明その他の知的財産又はノウハウ等）が生ずる可能性があるときは、それらの帰属や取り扱いについて、当該活動に関わる当事者間（複数の会員間又は会員と当財団間）であらかじめ書面をもって明確にすることとする。</p> <p>4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。</p> <p>5 会員は、事務局が随時実施する第10条第2項に規定のプロジェクトに関する進捗や成果についてのヒアリングやアンケート等に協力するものとする。プロジェクト成果のヒアリングについては退会後も協力するものとする。</p> <p>(禁止事項) 第12条 会員は、本会の活動を利用して以下の行為を行わないものとする。</p> <p>(1) 当財団、他の会員又もしくはその他の第三者（以下、「他者」という。）の権利・利益を侵害する行為</p> <p>(2) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為</p>
---	---

<p>(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為</p> <p>(4) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為 (会員の資格喪失)</p> <p>第13条 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。</p> <p>(1) 第8条に掲げる会費の未納</p> <p>(2) 本規約に違反した場合</p> <p>(3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合</p> <p>(4) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合</p> <p>(5) 静岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合</p> <p>(6) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき</p> <p>2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が活動できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当財団はその責任を負わないものとする。</p> <p>3 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会与競合する活動をしてはならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第14条 会員は様式2号の「退会届」を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。但し、1か月以上前に事務局に対し予告するものとする。</p> <p>(会費等の不返還)</p> <p>第15条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、いかなる理由があっても、これを返還しない。</p> <p>(秘密情報)</p> <p>第16条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てとする。</p> <p>2 本会は、オープンイノベーションによる協創での活動を目指しており、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当財団は一切その責任を負わないものとする。</p> <p>3 会員は、秘密情報の開示を行う場合には、開示を行う者と開示を受ける者との間で、別途秘密保持に関する契約を締結するものとする。会員と当財団においても、開示が必要な際は、秘密保持に関する契約を締結することとする。</p> <p>4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。</p> <p>(1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報</p> <p>(2) 会員が第三者から秘密保持義務をおうことなく正当に入手した情報</p> <p>(3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報</p> <p>(免責事項)</p>	<p>(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為</p> <p>(4) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または当財団が不適切と判断する行為 (会員の資格喪失)</p> <p>第13条 会員が次の各号のいずれかに該当すると当財団が判断し会員に通知した場合には、会員は会員資格を喪失する。</p> <p>(1) 第8条に掲げる会費の未納</p> <p>(2) 本規約に違反した場合</p> <p>(3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした場合</p> <p>(4) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合</p> <p>(5) 静岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合</p> <p>(6) その他除名すべき正当な事由があると当財団が判断するとき</p> <p>2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が活動できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当財団はその責任を負わないものとする。</p> <p>3 会員資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、第10条に規定の当財団の活動と競合する活動をしてはならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第14条 会員は様式2号の「退会届」を事前に事務局に提出することで、任意に本会を退会することができる。但し、1か月以上前に事務局に対し予告するものとする。</p> <p>(会費等の不返還)</p> <p>第15条 会員が既に事務局に納入した会費は、当財団はいかなる理由があっても、これを返還しない。</p> <p>(秘密情報)</p> <p>第16条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てとする。</p> <p>2 本会は、オープンイノベーションによる協創での活動を目指しており、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当財団は一切その責任を負わないものとする。</p> <p>3 会員は、本会の活動に関連して秘密情報の開示を行う場合には、開示を行う者と開示を受ける者との間で、別途秘密保持に関する契約を締結するものとする。会員と当財団においても、開示が必要な際は、秘密保持に関する契約を締結することとする。当該秘密保持に関する契約を締結するにあたっては、当該契約締結をする者どうしにおいて、秘密情報の使用目的の特定、秘密を保持する期間等に留意する。</p> <p>4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。</p> <p>(1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報</p> <p>(2) 会員が第三者から秘密保持義務をおうことなく正当に入手した情報</p> <p>(3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報</p> <p>(権利義務移転の禁止)</p> <p>第17条 会員は、本規約から生じる権利若しくは当財団に対して負う義務の一切又は本規約の当事者としての地位につき、当財団の書面による同意がない限り、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。</p> <p>(その他の当財団の免責事項)</p>
---	--

第17条 本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、当財団は一切の責任を負わない。

2 会員への事業の利用、各種イベントへの参加、他の会員その他第三者の提供する（当財団を通じて提供されるものを含む）情報の内容などについて、当財団は何ら保証等するものではなく、これらおよびこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル・損害についても、一切責任を負わない。

（各活動の終了）

第18条 事務局は、会員に事前通知をした上で、各活動を終了することができる。

2 事務局は、各活動終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

3 前項による各活動の終了により会員に不利益、損害が生じたとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

（通知）

第19条 本規約における事務局から会員への通知は、会員から申告のあった住所、またはEメールアドレスへの普通郵便の発信またはEメールの発信後とし、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

（事業年度）

第20条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

（規約の改定）

第21条 事務局は必要に応じ、本規約を改定できるものとする。

2 事務局は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容を会員に通知または公表するものとする。

3 会員が、前項の通知または公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

第18条 本会の参加に伴い、会員同士は商談・取引・契約等を行うことができるが、本会への参加に伴う当該会員同士の商談・取引・契約等については、会員同士が責任をもって行うものとし、当財団は、当該会員同士の商談・取引・契約等について何ら当該会員らに対して保証等するものではなく、当該会員同士の商談・取引・契約等及び当該会員同士の商談・取引・契約等に基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、当財団は一切の責任を負わない。

（削除）第10条第3項と重複

（削除）第10条第3項と重複

（通知）

第19条 本規約における事務局から会員への通知は、会員から申告のあった住所、またはEメールアドレスへの普通郵便の発送またはEメールの発信によるものとし、当該通知は通常到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

（事業年度）

第20条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

（規約の改定）

第21条 当財団は必要に応じ、本規約を変更できるものとする（ただし、民法548条の4 第1項1号及び2号に規定の場合に限る）。

2 当財団は、本規約を変更しようとする場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を会員に通知またはインターネット等を通じて公表するものとする。

3 会員が、前項の通知または公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

（反社会的勢力の排除）

第22条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
- （2）総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- （3）その他前各号に準ずる者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

<p>(管轄裁判所) 第22条 本規約および事業に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>(委任) 第23条 この本規則に定めるもののほか、本規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則 1. この規約は、平成29年8月1日から施行する。</p>	<p>(存続条項) 第23条 会員が本会を退会した後も、第10条第3項、第16条第2項、第18条、本条、第24条、及び第25条の規定は、会員が本会を退会してもなお存続する。</p> <p>(協議) 第24条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当財団、会員のうち、関係する者が双方協議し、円満に解決を図る。</p> <p>(管轄裁判所) 第25条 本規約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</p> <p>(削除) 不要</p> <p>附則 1. この規約は、平成29年8月1日から施行する。 2. この改定は、令和6年4月1日から施行する。</p>
--	---